（登録変更申請書の添付書類）

第六条　法第七条第三項に規定する国土交通省令で定める書類は、保証事業会社が法第六条第一項第六号の規定に該当しないことを証する書類（国土交通大臣が必要と認める場合に限る。この場合において、同号中「役員」とあるのは「第七条第三項に規定する新たに就任した役員」と読み替えるものとする。）とする。

第七条　（略）

第八条　（略）

第九条～第十一条　（略）

（内航海運組合法施行規則の一部改正）

第二条　内航海運組合法施行規則（昭和三十二年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（理事会の議事録）	（理事会の議事録）
第八条の二　（略）	**第八条の二**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。	3　理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
一～四　（略）	一～四　（略）
五　次に掲げる規定により理事会において述べられた発言があるときは、その発言の内容の概要	（新設）
イ　法第三十四条の三第三項（法第五十八条において準用する場合を含む。）	
ロ　法第四十一条（法第五十八条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百三十条の二第四項	
六　（略）	五　（略）
（役員のために締結される保険契約）	（新設）
第八条の三　法第四十一条（法第五十八条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する会社法第四百三十条の三第一項の国土交通省令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。	
一　被保険者に保険者との間で保険契約を締結する海運組合等を含む保険契約であつて、当該海運組合等がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該海運組合等に生ずることのある損害を保険者が塡補することを主たる目的として締結されるもの	（新設）
二　役員が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員に生ずることのある損害（役員がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠つたことによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員に生ずることのある損害を除く。）を保険者が塡補することを目的として締結されるもの	
（役員の責任追及等の訴えの提起の請求方法）	（役員の責任追及等の訴えの提起の請求方法）
第八条の四　（略）	**第八条の三**　（略）
（役員の責任追及等の訴えを提起しない理由の通知方法）	（役員の責任追及等の訴えを提起しない理由の通知方法）
第八条の五　法第四十一条（法第五十八条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出とする。	**第八条の四**　法第四十一条（法第五十八条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出とする。
一　海運組合等が行つた調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）	一　海運組合が行つた調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）
二・三　（略）	二・三　（略）
（電磁的記録）	（電磁的記録）
第八条の六　（略）	**第八条の五**　（略）
（財産目録）	（財産目録）
第十二条の二　（略）	**第十二条の二**　（略）
2　前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、法第五十五条（法第五十八条において準用する場合を含む。）において準用	2　前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、法第五十五条（法第五十八条において準用する場合を含む。）において準用